

食品安全委員会において「ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて人への健康影響は無視できると考えられる」と評価されている成分(評価済み成分)

令和8年8月5日現在

分類	小番号	成分	備考	評価日(更新含む)
1-1	1	エタノール		H26.10.14
1-1	2	塩化ナトリウム		H26.10.14
1-1	3	カゼイン加水分解物		H26.10.14
1-1	4	カゼイン酵素消化物		H26.10.14
1-1	5	酵母(抽出物を含む。)	<i>Saccharomyces</i> 属由来のものに限る。	H27.9.30
1-1	6	米ぬか油【米油】		H29.4.18
1-1	7	スクロース【白糖】		H26.10.14
1-1	8	ゼラチン		H26.10.14
1-1	9	ダイズ油		H26.10.14
1-1	10	ダイズ製ペプトン		H27.9.1
1-1	11	デキストロース【ブドウ糖、グルコース】		H26.10.14
1-1	12	ピーナッツオイル【落花生油】		H26.10.14
1-1	13	水(精製水、注射用水等を含む。)		H26.10.14
1-1	14	鶏卵の卵黄成分		R5.11.16
1-1	15	植物性ペプトン	食用の豆類由来タンパク質源を酵素で加水分解したものに限る。	R5.11.16
1-1	16	マルトース		R7.4.18
1-2	1	Ｌ-アスパラギン(水和物を含む。)		H27.9.1
1-2	2	Ｌ-アスパラギン酸(ナトリウム塩及びその水和物を含む。)		H27.9.1
1-2	3	Ｌ-アラニン		H26.10.14
1-2	4	Ｌ-アルギニン塩酸塩		H26.10.14
1-2	5	Ｌ-イソロイシン		H26.10.14
1-2	6	オレイン酸(ナトリウム塩を含む。)		H27.9.1
1-2	7	コレステロール		H29.4.18
1-2	8	グリシン		H26.10.14
1-2	9	Ｌ-グルタミン		H26.10.14
1-2	10	Ｌ-グルタミン酸(グルタミン酸ナトリウムを含む。)		H26.10.14
1-2	11	Ｌ-シスチン(塩酸塩及びその水和物を含む。)		H27.9.1
1-2	12	Ｌ-システイン(塩酸塩及びその水和物を含む。)		H27.9.1
1-2	13	ジパルミトイルホスファチジルコリン		H30.10.30
1-2	14	スペルミン(四塩酸塩を含む。)		H26.10.14
1-2	15	Ｌ-セリン		H26.10.14
1-2	16	チアミン塩酸塩		H26.10.14
1-2	17	Ｌ-チロシン(ナトリウム塩及びその水和物を含む。)		H27.9.1
1-2	18	デキストラン		H26.10.14
1-2	19	トコフェロール酢酸エステル		H26.10.14
1-2	20	Ｌ-トリプトファン		H26.10.14
1-2	21	Ｌ-トレオニン		H26.10.14
1-2	22	ナイアシンアミド【ニコチン酸アミド】		H26.10.14
1-2	23	Ｌ-バリン		H26.10.14
1-2	24	パントテン酸カルシウム		H26.10.14
1-2	25	ビオチン		H27.9.1
1-2	26	Ｌ-ヒスチジン(塩酸塩及びその水和物を含む。)		H27.9.1
1-2	27	ピリドキサル塩酸塩		H26.10.14
1-2	28	Ｌ-フェニルアラニン		H26.10.14
1-2	29	フコイダン		H26.10.14
1-2	30	Ｌ-プロリン		H26.10.14
1-2	31	Ｌ-メチオニン		H26.10.14
1-2	32	葉酸		H26.10.14
1-2	33	ラクトース(水和物を含む。)	【乳糖】	H26.10.14
1-2	34	Ｌ-リジン(Ｌ-リシン塩酸塩を含む。)		H26.10.14

分類	小番号	成分	備考	評価日(更新含む)
1-2	35	リボフラビン		H26.10.14
1-2	36	L-ロイシン		H26.10.14
2-1	1	アルギン酸ナトリウム		H28.2.2
2-1	2	イノシトール		H26.10.14
2-1	3	塩化カリウム		H26.10.14
2-1	4	塩化カルシウム(水和物を含む。)		H27.2.17
2-1	5	塩化マグネシウム		H27.9.1
2-1	6	キラヤサポニン【キラヤ抽出物】		H29.4.18
2-1	7	グリセリン		H26.10.14
2-1	8	グリセリン脂肪酸エステル		H26.10.14
2-1	9	グルコン酸カルシウム(水和物を含む。)		H27.3.31
2-1	10	コハク酸(ナトリウム塩及びその水和物を含む。)		H27.9.1
2-1	11	シヨ糖脂肪酸エステル		H26.10.14
2-1	12	D-ソルビトール		H26.10.14
2-1	13	ソルビン酸	1用量中0.20%を超えない濃度までのもの	H30.10.30
2-1	14	炭酸水素ナトリウム		H26.10.14
2-1	15	パパイン		H29.4.18
2-1	16	ポリビニルピロリドン【ポビドン、ポリビドン】	ヒドラジンの含有が1ppm以下のもの	H27.9.1
2-1	17	マグネシウム硫酸塩(水和物を含む。)		H26.10.14
2-1	18	リン酸三ナトリウム(水和物を含む。)		H26.10.14
2-1	19	リン酸水素二カリウム(水和物を含む。)		H26.10.14
2-1	20	リン酸水素二ナトリウム(水和物を含む。)		H26.10.14
2-1	21	リン酸二水素カリウム(水和物を含む。)		H26.10.14
2-1	22	リン酸二水素ナトリウム(水和物を含む。)		H26.10.14
2-1	23	レシチン【ホスファチジルコリン】		H26.10.14
2-1	24	食用青色1号【ブリリアントブルーFCF】		H29.11.7
2-1	25	食用赤色102号【ニューコクシン】		H29.11.7
2-1	26	バニリン【ワニリン】		H29.11.7
2-1	27	ポリアクリル酸ナトリウム	1用量中0.20%を超えない濃度までのもの	H29.11.7
2-1	28	二酸化ケイ素【フュームドシリカ】	微粒二酸化ケイ素に限る。 1用量中2.0%を超えない濃度までのもの	R6.8.7
2-1	29	L-グルタミン酸カリウム		R7.4.18
2-2	1	酵母(抽出物を含む。)	トルラ酵母(<i>Candida Ulitis</i>)由来のものに限る。	H27.9.30
2-2	2	水素添加大豆レシチン【水添レシチン】		H29.11.7
3-1	1	コリン(塩化コリン及び重酒石酸コリンを含む。)		H27.9.1
3-2	1	流動パラフィン(軽質流動パラフィンを含む。)(ミネラルオイル、軽鉱物油等)	食品添加物(米国FDA又はEUの規格のものを含む)、日本薬局方、欧州薬局方／英国薬局方又は米国薬局方の規格に相当するものに限る。	H27.2.17
3-3	1	塩酸		H27.2.17
3-3	2	水酸化ナトリウム		H27.2.17
3-3	3	水酸化カリウム【カセイカリ】		H29.11.7
3-4	1	カルボキシビニルポリマー[CAS No.9003-01-4]		H27.2.17
3-4	2	シメチコン[CAS No.8050-81-5]		H27.2.17
3-4	3	スクアラン【スクワラン】[CAS No.111-01-3]	アジュバント成分として使用するもの	H27.2.17
3-4	4	スルホリポ-β-シクロデキストリン		H27.2.17
3-4	5	トリエタノールアミン[CAS No.102-71-6]		H27.2.17
3-4	6	トリスアミノメタン【トリス(ヒドロキシメチル)アミノメタン】[CAS No.77-86-1]	緩衝液の成分として0.65mg/kg体重まで使用するもの	H27.2.17
3-4	7	ヘペス(ナトリウム塩を含む。)(HEPES、HEPES-Na)[CAS No.7365-45-9, 75277-39-3]	緩衝液の成分として使用するもの	H27.9.1
3-4	8	ポリオキシエチレンオレイルエーテル【脂肪酸アルコール及びポリゾールエーテル、ポリエチレングリコールモノオレイルエーテル】[CAS No.9004-98-2]	0.95mg/kg体重までのもの	H27.2.17

分類	小番号	成分	備考	評価日(更新含む)
3-4	9	ポリエチレングリコールオレイン酸エステル(マクロゴール400オレイトを含む。)[マクロゴールオレイン酸エステル][CAS No.9004-96-0]	1.15mg/kg体重までのもの	H27.2.17
3-4	10	ポリミキシンB(ポリミキシンB硫酸塩を含む。)[CAS No.1404-26-8]	500 μ g(約5,000IU)/用量又は8 μ g(約80IU)/kg体重のいずれか低い量のもの	H27.2.17
3-4	11	マレイン酸[CAS No.110-16-7]	緩衝液の成分として0.39mg/kg体重まで使用するもの	H27.2.17
3-4	12	モノホスホリルリビッドA【MPLA】	1用量中2.0 μ gまでのもの	H30.10.30
3-4	13	ジエチルアミノエチルデキストラン【DEAE-デキストラン】		H29.11.7
3-5	1	アスパラギン酸カルシウム		H27.3.31
3-5	2	アスパラギン酸マグネシウム		H27.3.31
3-5	3	オレイン酸エチル		H27.2.17
3-5	4	グルコン酸マンガン		H27.3.31
3-5	5	ジンセン抽出物【ニンジンサポニン】		H30.10.30
3-5	6	水酸化アルミニウム	アルミニウム量として1用量中 7.6mgまでのもの	H30.10.30
3-5	7	チメロサール【エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム】	1用量中0.02%を超えない濃度までのもの	H27.2.17
3-5	8	フェノール		H27.2.17
3-5	9	ポリオキシエチレン硬化ひまし油40～60(ポリオキシエチレン硬化ひまし油50を含む。)		H27.2.17
3-5	10	ポリソルベート85【トリオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン、トリオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン(20.E.O.)】		H27.2.17
3-5	11	ホルムアルデヒド(ホルマリンを含む。)		H27.2.17
3-5	12	ポリオキシプロピレンポリオキシエチレンブロックコポリマー【ポロキサマー】		H27.2.17
3-5	13	無水マンニトールオレイン酸エステル【AMOE】(マンニトールオレイン酸エステル、マンナイドオレエートを含む。)		H27.3.31
3-5	14	モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン((6.E.O.)を含む。)		H27.2.17
3-5	15	リン酸マグネシウム(第一リン酸マグネシウム【リン酸二水素マグネシウム】、第二リン酸マグネシウム【リン酸一水素マグネシウム】、第三リン酸マグネシウム【リン酸三マグネシウム】及びいずれの水和物を含む。)		H27.3.31
3-5	16	グルタルアルデヒド		H29.11.7
3-5	17	トリオレイン酸ソルビタン		R8.8.5
4-1	1	カナマイシン【カナマイシンA】	1用量中0.081mgまでのもの	H30.10.30
4-1	2	ホウ酸ナトリウム	1用量中0.0044mg(ホウ素として0.776 μ g)までのもの	H27.2.17
4-1	3	ポリソルベート80【オレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン、モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン(20.E.O.)】	1用量中145.1mgまでのもの	H27.2.17
4-1	4	硫酸マンガン(水和物を含む。)	1 用量中マンガンとして 0.40 mg までのもの	R4.2.17
4-1	5	ゲンタマイシン硫酸塩	1用量中ゲンタマイシンとして0.087mg(力価)までのもの	R6.8.7
4-2	1	ネオマイシン	1用量中0.0025mg(力価)までのもの	H27.2.17
4-3	1	亜硫酸水素ナトリウム	1用量中0.01mgまでのもの	H29.4.18
4-3	2,3	アルミニウム(塩化アルミニウム(塩化アルミニウム(Ⅲ)・6水和水物を含む。))及びリン酸アルミニウム(リン酸アルミニウムゲルを含む。)	1用量中アルミニウムの含量として4mgまでのもの	H27.2.17
4-3	4,5	ソルビタン脂肪酸エステル(ソルビタンオレイン酸エステル(モノオレイン酸ソルビタン、セスキオレイン酸ソルビタンを含む。))	1用量中含量として51mgまでのもの	H27.2.17
4-3	6	パラオキシ安息香酸エチル【4-ヒドロキシ安息香酸エチル、エチルパラベン】	1用量中5mgまでのもの	H29.4.18
4-3	7	ベンジルアルコール	1用量中21.00mgまでのもの	H28.2.2
4-3	8	モノオレイン酸ソルビタン	1用量中64.7mgまでのもの	H29.4.18
4-3	9	ストレプトマイシン(ジヒドロストレプトマイシン、ストレプトマイシン硫酸塩を含む。)	1用量中0.2mgまでのもの	H29.11.7
4-3	10	ポリビニルアルコール	1用量中65.0mgまでのもの	H29.11.7

分類	小番号	成分	備考	評価日(更新含む)
5	1	牛血清	牛アルブミンとして精製されたものを除く。	H27.12.8
5	2	エドト酸(2ナトリウム塩及び4ナトリウム塩を含む。)(EDTA)		H27.9.30
5	3	クロロホルム	ほ乳類動物のワクチンの添加剤としての使用に限り、1用量中の量が1%w/vを超えない濃度であり、かつ、動物1頭当たり20mgを超えない量のもの	H28.2.2
5	4	大腸菌J5株由来成分	大腸菌J5株の培養上清のうち培地以外の成分。無菌試験に適合し、1用量中のLPS含有量が10,000 EU以下のものに限る。	R7.9.4
5	5	テトラオレイン酸ポリオキシエチレンソルビット	医薬部外品原料規格基準に合致するもの又はそれに相当するものに限る。1用量中3.8mgまでのもの	H27.3.31
5	6	動物由来タンパク質分解物(動物組織を酵素や酸で消化分解したもの及び動物性ペプトンを含む。)	動物(牛、豚及び鶏)に由来する組織(筋肉、内臓及びゼラチン)又は牛に由来する乳(カゼイン及び乳清を含む)を酸(塩酸)又は酵素(ペプシン、パンクレアチン、トリプシン、パパイン、細菌性プロテアーゼ等)により加水分解又は酵素分解したもの	H27.12.8
5	7	フェノールレッド(ナトリウム塩を含む。)(フェノールスルホンフタレイン)	1用量中0.02124mgまでのもの	H29.4.18
5	8	ポリオキシエチレン25硬化ひまし油	医薬部外品原料規格基準又はEP/BPに合致するもの又はそれに相当するものに限る。	H27.3.31
5	9	2-フェノキシエタノール	1用量中11mgまでのもの	H29.11.7
5	10	ベンジルペニシリンカリウム	ほ乳類動物及び家さんのワクチンの添加剤としての使用に限り、1用量中32単位までのもの	R6.12.4

()内は同じ分類が可能と考えられる成分。

(農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事審査管理班まとめ)

【 】内は別名。

<注意>

・一覧表に掲載されている成分のうち、備考欄に要件が記載されている場合は、その要件

分類

- 1-1 食品
- 1-2 食品から通常摂取されている成分
- 2-1 国内で食品添加物として使用されている成分
- 2-2 海外で食品添加物として使用されている成分
- 3-1 日本においてADIの設定が不要とされている成分又は対象外物質
- 3-2 ADI設定不要成分又は対象外物質と同様の取扱いとされる成分
- 3-3 国際機関(JECFA)においてADIの設定は不要とされている成分
- 3-4 EUにおいてMRL設定対象外とされている成分(動物用医薬品として使用される範囲で薬理活性がない)
- 3-5 EUにおいてMRL設定が不要とされている成分(動物用医薬品として使用される範囲で薬理活性あり)
- 4-1 日本において食品安全委員会でADI等が設定されている成分
- 4-2 日本において食品安全委員会以外の機関においてADI等が設定されている成分
- 4-3 国際機関等においてADI等が設定されている成分
- 5 上記分類以外(物質の性状等から個別に判断される成分)